

同性パートナーに寄り添った本市の対応について (パートナーシップ宣誓制度に基づく住民票の続柄変更)

1. 背景

長崎県大村市において男性カップルの申請に基づき、住民票の続柄欄に事実婚関係にあることを示す「夫(未届)」と記載した住民票を交付したことを受けて、鹿沼市においても7月1日から実施しています。

なお、総務省はマスコミのヒアリングに対して、住民票の記載は自治体の責任において行う自治事務であると説明しています。

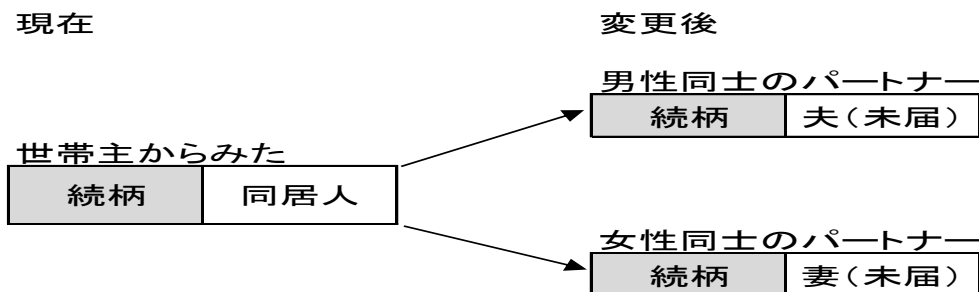
2. 本市の対応

本市では、パートナーシップ宣誓制度を令和2年11月から実施していることから、鹿沼市と同様に、同性パートナーの住民票続柄欄に「夫／妻(未届)」と記載した住民票を交付した場合、各部署において支障や不都合等があるのか全庁にて調査した結果、問題ないことを確認しております。

この調査結果をもとに庁内関係課と協議を行い、別紙変更申出書により対応することとしました。

なお、現在、本市にてパートナーシップ宣誓をしたカップルは2組であり、栃木県にて宣誓した本市在住カップルは2組の計4組が対象となります。

【住民票記載例】



3. 変更申出の手続きについて(別紙抜粋)

- (1) この申出は、住民票に限られます。
- (2) 申出後は、住民票の写しの請求は、栃木市役所市民生活課市民係でのみ受け付けます。
- (3) 住民票では、事実婚関係であることを証明しますが、各種の公的な制度(栃木市の制度を含みます。)や民間で運用されている制度には、直接の影響は及びません。それぞれの制度を運用する行政機関や民間企業の判断が優先されます。

4. その他

- ・パートナーシップ宣誓証明書のリニューアルについて

別紙

パートナーシップ宣誓制度に基づく住民票の続柄変更申出書

1 制度

栃木市では、戸籍上の性別が同性のパートナーとパートナーシップ宣誓をしている等の下記の要件を満たす場合、申出書の提出により住民票の続柄を戸籍上の性別に従い、男性のパートナーを「夫（未届）」、女性のパートナーを「妻（未届）」と記載することができます。

2 申出が認められる要件

- (1) 住民票上、同一世帯であること。
- (2) 栃木市又は栃木県のパートナーシップ宣誓制度により、交付された宣誓証明書を提示すること。

3 申出に伴う注意事項

- (1) この申出は、住民票に限られます。
- (2) 申出後は、住民票の写しの請求は、栃木市役所市民生活課市民係でのみ受け付けます。各総合支所、各公民館、各出張所での請求、マイナンバーカードを利用したコンビニ交付、他の市区町村の窓口での広域交付については、ご利用できません。
- (3) 住民票の写しの交付には、請求書を受け付けてから1時間程度、お時間をいただきます。
- (4) 住民票では、事実婚関係であることを証明しますが、各種の公的な制度（栃木市の制度を含みます。）や民間で運用されている制度には、直接の影響は及びません。それぞれの制度を運用する行政機関や民間企業の判断が優先されます。
- (5) 転出手続の際は、市民生活課市民係でのみ受け付けます。各総合支所、各公民館、各出張所での請求、マイナポータルを通じたオンラインによる転出手続、マイナンバーカードを利用した特例転出については、ご利用できません。また、手続が完了するまでに2時間程度、お時間をいただきます。

4 届出が必要になる場合

申出後に、次に該当する事由が生じたときは、市民生活課市民係への届出が必要になります。

- (1) 転居届や戸籍届出などにより、申出の際に記載した事項に変更が生じたとき。
- (2) パートナーシップを解消したとき。
- (3) 住民票の続柄を「同居人」に戻すとき。

上記の事項を確認し、住民票の続柄を変更することを申し出ます。

年 月 日

住 所 栃木県栃木市

氏 名（世帯主） ※自署してください。

氏 名（パートナーの方） ※自署してください。

(イメージ)



栃木市パートナーシップ宣誓証明書

氏 名

西方 いちご

氏 名

藤岡 みかも

年 月 日生

年 月 日生

宣誓日

年 月 日

上記の2人が、栃木市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱に基づき、互いを人生のパートナーとし宣誓したことを証明します。

栃木市は、市民一人ひとりが多様性を認め合い、全ての市民の人権が尊重される社会の実現を目指しています。

今後とも、2人が自分らしくいきいきと活躍されることを期待しています。



栃木市長 大川 秀子

証明書交付番号【第 1 号】



栃木市マスコットキャラクター とり介